

佐賀県告示第 219 号

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 39 条の 2 第 5 項の規定により工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）を保管したので、当該工作物等の所有者等に対し当該工作物等を返還するため、同条第 6 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 17 日

佐賀県唐津農林事務所長 土 井 正 治

1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量

- (1) 漁船 1 隻（登録長 12.65 メートル、登録幅 2.52 メートル、登録深 0.84 メートル、船名：富士丸、漁船登録番号：NS3-501637）
- (2) 汽船 1 隻（登録長 10.84 メートル、登録幅 2.85 メートル、登録深 0.79 メートル、船名：梅善丸、小型船舶登録番号：290-29192）
- (3) 漁船 1 隻（登録長 10.41 メートル、登録幅 2.61 メートル、登録深 0.86 メートル、船名：大盛丸、漁船登録番号：SA3-23637）
- (4) 汽船 1 隻（登録長 12.67 メートル、登録幅 3.50 メートル、登録深 1.22 メートル、船名：第二十五福重丸、小型船舶登録番号：292-32001）
- (5) 汽船 1 隻（登録長 11.98 メートル、登録幅 3.07 メートル、登録深 1.16 メートル、船名：不明、小型船舶登録番号：293-20750）
- (6) 漁船 1 隻（登録長 9.33 メートル、登録幅 2.26 メートル、登録深 0.75 メートル、船名：ゆうや丸、漁船登録番号：SA3-23723）
- (7) 漁船 1 隻（登録長 11.80 メートル、登録幅 2.56 メートル、登録深 0.99 メートル、船名：若恵比寿、漁船登録番号：NS3-57913）
- (8) 汽船 1 隻（登録長 7.25 メートル、登録幅 2.34 メートル、登録深 0.74 メートル、船名：不明、小型船舶登録番号：250-12481）
- (9) 汽船 1 隻（登録長 5.40 メートル、登録幅 1.84 メートル、登録深 0.90

メートル、船名：不明、小型船舶登録番号：290-33831)

2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時

(1) 放置されていた場所

ア 1の(1)から(6)までに掲げる工作物等

名護屋漁港 25 号護岸

イ 1の(7)から(9)までに掲げる工作物等

名護屋漁港 25 号護岸背後地

(2) 除却した日時

令和 8 年 2 月 20 日 午前 8 時 30 分

3 保管した工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

(1) 保管を始めた日時

令和 8 年 2 月 20 日 午前 8 時 30 分

(2) 保管の場所

ア 1の(1)から(6)までに掲げる工作物等

名護屋漁港 25 号護岸

イ 1の(7)から(9)までに掲げる工作物等

名護屋漁港 25 号護岸背後地

4 保管した工作物等の返還

(1) 受付場所

唐津市二タ子 3－1－5 佐賀県唐津農林事務所(電話:0955-73-1661)

(2) 受付期間

令和 8 年 7 月 17 日から令和 9 月 1 月 18 日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

(3) 受付時間

開庁日の午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分ま

で

(4) 必須書類

当該工作物等の所有者等であることを示す書類等